

●香川県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成25年1月18日	高橋歯科医院	小豆郡土庄町甲5165番地50
平成25年2月6日	キャス薬局マルナカ三木店	木田郡三木町氷上482番地2